

家庭

人権問題について正しい理解と認識をもった子どもを育てるには、基本的な人格形成の役割を担う家庭教育を支援することが必要です。人権を尊重する気持ちが身に付くよう、家庭教育を支援する取り組みの充実を図ります。

学校など

学校教育では、幼児、児童、生徒の各発達段階に応じて、人権を尊重する教育を進めていきます。また、全ての市民が人権問題について正しい理解を深め、将来を担う子どもたちのために、学校と共に、それぞれの立場で人権を尊重し合う社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。



地域社会

地域社会では、一人ひとりが人権の意義や重要性に関する正しい知識や豊かな人権感覚を身に付けることが重要です。そのために、生涯学習の視点に立って、地域社会と連携、協働し「だれもが、いつでも、どこでも、自由になんでも」学べる環境づくりに取り組むことにより、人権教育の場を提供していきます。

企業・団体など

人権問題の重要な課題となっている、女性、障害者、高齢者、外国人の働く場の環境を整備するため、企業などにおける人権教育や啓発に関する自主的な取り組みが行われるよう働きかけていきます。

計画の推進期間と推進体制

この計画では、特に推進期間を設けませんが、次の①から④の体制で計画の推進に取り組みながら、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

- ①国、県、関係団体、企業、ボランティア団体などと緊密な連携、相互協力を図りながら、総合的に基本計画を推進します。
- ②家庭、地域、学校などで人権教育・啓発を進めるとともに、ボランティア団体などの活動に協力、支援を行います。
- ③計画推進状況に関する市民の意見などを取り入れ、効果的に計画の推進が図られるよう努めます。
- ④渋川市が実施する諸施策の推進にあたっては、この計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重に配慮するよう努めます。

渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画(概要版)

発行/渋川市 発行日/平成25年3月
編集/渋川市保健福祉部社会福祉課
〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
TEL/0279-22-2111 FAX/0279-24-6541

渋川市人権教育・啓発の推進 に関する基本計画

概要版

計画目標

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を目指します。

策定の趣旨

人権とは、人が人として尊重され、自由で幸福な生活をしていくために欠かせない大切な権利です。しかし、我が国には、差別や偏見などの様々な人権問題が今なお存在しています。また、社会の国際化、情報化、高齢化などに伴い、新たな課題も生じています。渋川市では、これまで、各種計画などに基づいて、人権教育・啓発事業を推進してきま

したが、様々な人権問題に対する正しい理解、認識をさらに深め、偏見や差別のない地域社会を築くために「渋川市人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき取り組みにより、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、共に暮らす明るい社会、争いのない平和な社会の実現を目指します。